

市街化区域及び市街化調整区域

本市では、都市の健全で計画的な市街化を図るために昭和46年12月に都市計画区域での市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）を定めた。

その後9回変更し、令和2年9月に現在の区域が定められた。

市街化区域

すでに市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化すべき区域で、道路や下水道など市街化整備の基盤となる都市施設の集中的な整備を図り、生活環境を整える区域である。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域で、市街化を促進するような都市施設の整備は原則として行わない。ここでは、自然景観の保全や農林業の振興に努めることにしている。

決定年月日	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	合計 (ha)	備考
三重県告示第821号 昭和46年12月28日	3,377.0	13,531.0	16,908.0	
三重県告示第461号 昭和54年10月5日	3,396.6	13,511.4		用途地域同時変更
三重県告示第574号 昭和61年11月21日	3,634.7	13,273.3		用途地域同時変更
三重県告示第269号 平成3年4月16日	3,643.8	13,264.2		随時見直し 用途地域同時変更
三重県告示第255号 平成5年4月23日	3,693.7	13,214.3		用途地域同時変更
三重県告示第461号 平成12年6月2日	3,713.0	13,203.0	16,916.0	用途地域同時変更
三重県告示第132号 平成16年2月20日	3,713.0	13,203.0		用途地域同時変更
三重県告示第418号 平成19年5月18日	3,713.4	13,202.6		用途地域同時変更
三重県告示第636号 平成24年9月18日	3,713.4	13,202.6		人口フレーム変更
三重県告示第88号 平成27年2月13日	3,719.5	13,196.5		用途地域同時変更
三重県告示第604号 令和2年9月8日	3,728.0	13,188.0		用途地域同時変更